

宮城大学無料職業紹介業務運営規程

平成21年4月1日
規程第45号

(趣旨)

第1条 この規程は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第33条の2第1項の規定に基づき、宮城大学長（以下「学長」という。）が行う無料職業紹介事業（以下「職業紹介」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職業紹介の対象)

第2条 学長は、宮城大学（以下「本学」という。）又は本学大学院の学生及び修了・卒業生、本学退学後3年以内の者（以下「学生等」という。）について、無料で職業紹介を行う。

(業務担当者)

第3条 学長は、職業紹介に関する業務を担当する者（以下「業務担当者」という。）を別に定めるものとする。

(求人者の申込み)

第4条 業務担当者は、学生等を対象とするいかなる求人者の申込みについても、これを受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法第5条の5及び法第34条において準用する法第20条に規定する事項に該当するものについては、この限りでない。

2 求人者は、求人者の申込みに当たり、業務担当者に求人票を提出するものとする。ただし、これにより難しい場合は、法令等により義務付けられた労働条件等を明示した文書等によって申し込むことができる。

3 前項の求人票については、所定のウェブサイトへの登録による電子情報に置き換えることができるものとする。

(求職者の申込み)

第5条 業務担当者は、学生等からの求職者の申込みは、すべて、これを受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法第5条の6第1項ただし書き及び法第34条において準用する法第20条に規定する事項に該当するものについては、この限りでない。

2 求職者は、求職者の申込みに当たり、業務担当者に本学が別途定める進路カードを所定の方法により提出するものとする。

3 前項の進路カードについては、所定のウェブサイトへの登録による電子情報に置き換えることができるものとする。

(紹介の方法)

第6条 求職者に対する求人内容の周知は、第4条第2項又は第3項の規定により提出のあった求人票を、次の各号のいずれかによって公開することにより行うものとする。

- 一 キャリア開発室における掲示
- 二 本学所定のウェブサイトへの掲載

第7条 求職者を求人者に紹介する方法は、紹介状を交付することにより行う。

2 業務担当者は、労働争議中の事業者に対して、当該争議が解決するまでの間、職業紹介をしてはならない。

3 第1項の規定により紹介を受けた学生等は、採否の結果を、速やかに業務担当者に報告しなければならない。

(均等待遇の保障)

第8条 業務担当者は、職業紹介に関し、公平を旨とし、優先的又は差別的な取扱いをしてはならない。

(秘密の厳守)

第9条 業務担当者は、職業紹介に関し知り得た求職者又は求人者の個人的な情報は、他に漏らしてはならない。

(個人情報の適正管理)

第10条 個人情報の取扱者（以下「取扱者」という。）は、キャリア開発室長とする。

2 取扱者は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努めるものとする。また、学長は、公共職業安定所から、個人情報の適正管理に関する講習等への出席勧奨があった場合には、取扱者が出席できるよう配慮するものとする。

3 取扱者は、個人の情報に関して、求職者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人の専攻や有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。また、これに基づき訂正の請求があったときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合は、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取り扱いに係る苦情処理担当者は、キャリア開発室長とする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか職業紹介に関する事項は、法及び関係法令並びに通達等によるものとし、その他運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (R2.12.23 第168回理事会)

この規程は、令和2年12月23日から施行する。